

# 志賀原発を 廃炉に! 原告団ニュース 第34号

原告団事務局 〒920-0024 金沢市西念3-3-5 フレンドパーク石川5F TEL (076) 261-4657、FAX 233-2244



## 志賀原発周辺自治体の防災対策を問う

原告団長 北野 進

断層問題の雲行きが怪しくなる中、再稼働阻止の取り組みの一環として注力しているのが原子力防災と安全協定の問題です。今回はその中から、自治体交渉について報告します。

福島原発事故後、原発周辺30km圏の自治体は避難計画を含む原子力防災計画を策定することとなりました。志賀原発に関しては、志賀町や七尾市、氷見市など9市町が原子力災害対策重点地域とされ、石川・富山両県を含め、計画を策定しています。とはいえ、国の指針や県の計画との整合性が求められるため、自治体名以外は違い探しに苦勞する金太郎飴の計画です。

概して「行政の計画はそんなもの」ですが、この計画が志賀再稼働阻止の重要な鍵を握っています。昨年3月18日、水戸地裁は東海第二原発には実効性ある避難計画がなく、人格権侵害の具体的危険があるとして運転差止めを命じました。判決後の3月31日には、衆議院経済産業委員会で梶山経産大臣（当時）が「しっかりとした避難計画がない中で、再稼働が実態として進むことはない」と明言し、その後、内閣府も当該市町村が「実現可能性が乏しく不十分な避難計画である」と判断する段階では再稼働へと突き進むことはできないと認めています。

「防災計画なんて、どうせ事故が起きたら役に立たないよ」と多くの住民は薄々感じています。「どうせ」と突き放さず、実際にどこが機能しないのか、なぜ住民を守れないのか、自治体と認識を共有することが大切です。加えて、「実現可能性が乏しい段階での再稼働はダメ」という極めて真っ当な判断を電力会社にも認めさせる、「拒否権」を盛り込んだ安全協定の締結も重要で、住民側の後押しが必要です。そこで、安全協定を締結済みの石川県と志賀町は防災問題に絞り、七尾市、羽咋市、中能登町、宝達志水町（回答拒否、回答を要請中）は防災・安全協定の両課題で質問書を提出し、交渉を重ねています。輪島市、穴水町へも今後提出の予定です。

防災計画は、その目的として「住民等の生命、身体及び財産を保護すること」を掲げています。ところが避難計画を見ると「住民の被ばく回避」といった言葉はなく、「できるだけ被ばくを低減する」としかありません。計画に記載された文言を生活の実態、地域の実情を踏まえて

### 【富山訴訟第12回口頭弁論】

- ◇期日 2023年1月11日（水）午後3時～
- ◇会場 富山地裁⇒富山弁護士会館（報告集会）

### 【金沢訴訟第39回口頭弁論】

- ◇期日 2023年2月9日（木）午前11時～
- ◇会場 金沢地裁⇒北陸会館（報告集会）

検証していくと、最大で16万人もの人たちを迅速、安全に避難させることは至難の業で、避難計画の**綻び**が随所で見えてきます。「行政の計画は建て前や、きれいごとしか書いてない」と思われがちですが、実は「被ばくやむなし」の厳しい現実を私たちに突きつけています。



町の担当者と意見を交わす申入れ団体と地元住民(10/26中能登町役場)

最も実現可能性が乏しいと思われるのは段階的避難です。重大事故

が起こった場合、対象地域の住民が一斉に避難を開始すると渋滞は必至。そのため計画では全面緊急事態となった段階で5km圏住民は直ちに避難、5～30km圏住民は屋内退避です。しかし志賀原発が全面緊急事態だと聞き、被ばくのリスクがある中、行政の指示があるまで家で待機する人がどれだけいるのでしょうか。いずれの自治体担当者も「住民に計画を周知する」としつつも、実際は難しいとの思いを吐露します。志賀町は5kmで線引きせず、全町一斉避難の方針を示しています。国の指針に対する異議申立てであり、全町民の被ばくをなんとか回避したいとの町長の苦悩は理解しますが、志賀町民の優先避難を周辺住民は納得するのでしょうか。

ヨウ素剤を40歳以下の住民に遅滞なく、漏れなく配布することも容易ではありません。要支援者の避難時、ストレッチャー専用車両は確保できるのでしょうか。避難用のバスの手配、学校や保育園の子どもたちの引き渡しも計画通り進む保証はありません。課題山積です。

防災計画では「長期避難への対応」という項目もあります。想定する期間を問うと、「福島県を参考」とし「2年以上」あるいは「10年程度」とのこと。我が身の問題として捉えるならば恐ろしい話です。避難後の生活支援策の問いにも「福島県を参考に」との回答ですが、福島の実現は帰還の強制、その一方で被害の補償は不十分で東電や国に対する訴訟が相次いでいます。さらに汚染水放出が苦境に追い打ちを掛けます。安易に福島県を参考にされては困ります。

自治体交渉の場では、多くの参加者から自治体の主体性を問う声が上がります。国や県、周辺自治体との「連携」が強調される一方で、自治体の意志や決意が聞こえてこないのです。福島事故後、七尾市、羽咋市、中能登町、そして氷見市と富山県が再稼働拒否権を盛り込んだ安全協定の締結を北電に求めてきました。周囲に追従するだけの「主体性なき連携」ならば、「独自の拒否権獲得」は必要はありません。住民を守る避難計画を策定できないのならば、たとえわが町だけでも再稼働を拒否する。そんな自治の気概を求め、今後も話し合いを重ねていきます。

## 「回復することができない損害」をめぐる攻防―「裁判所見解」徹底批判

富山訴訟弁護団事務局長 坂本 義夫

富山訴訟は提訴から3年半を迎えました。いま富山では、「裁判所見解」をめぐる熱い闘いが繰り広げられています。



## ■「回復することができない損害」をめぐる攻防

### 1. 何が問題になっているか

富山訴訟では、会社法360条に基づいて志賀原発の運転や運転準備行為の差止めを求めています。

同条は、法律上求められる注意義務を尽くさないで行った取締役の行為によって会社に「回復することができない損害」が生じるおそれがある場合、株主が取締役の行為の差止めを請求することができる、と定めています。

したがって、原発の運転や運転準備行為によって北電に「回復することができない損害」が生じるおそれがあるのか？ということが一大争点となっています。

そして、そのような損害が生じるおそれがあるかどうかを判断するには、そもそも「回復することができない損害」とはどの程度の損害を想定しているのかを確定しておかなければなりません。例えば、会社が破綻<sup>はたん</sup>してしまうくらいの巨大な損害を想定しているなら、そのような損害は極めて限定されますから、差止めが認められる余地も極めて限定されるでしょう。しかし、もう少し小さい規模の損害までを想定するなら、そのような損害が生じる場合はより広く捉えられますから、差止めが認められる余地も広がります。

こうして富山訴訟では現在、原告が差止めを求めることができる範囲をめぐって、「回復することができない損害」とは何か？が焦点となっているのです。

### 2. 裁判所見解

これについて富山地裁は、2022年6月22日の第10回口頭弁論で見解を公表しました。裁判所見解は、「回復することができない損害」とは「(北電が) 全資産をもってしても賠償しきれないような損害を負うような状態」がそれにあたる、と言いました。

北電の純資産は約1兆5000億円です。1兆5000億円レベルの損害が発生する場合に限って、「回復することができない損害」にあたる（差止めが認められる）、というのです。

### 3. 裁判所見解の帰結（取締役の注意義務の内容・対象の極小）

裁判所見解は、①「回復することができない損害」とは北電の全資産でまかなえないレベルの損害である。と解釈した上で、次のように話を展開していきます。

②そのような損害が「発生するおそれ」とは、志賀原発において広範囲に放射性物質を飛散させる重大事故が発生するおそれをいう。

よって、③北電の取締役に求められる注意義務は、重大事故発生の具体的可能性についての必要な調査・分析を行うことである。

④調査・分析といっても、社内専門家や信頼すべき公的専門機関等の意見などを尊重しそれに依拠すればよい（特段の事情のない限りそれで足りる）。

そして、⑤新規制基準に従って再稼働の判断をするのであれば、注意義務を果たしていると評価できる。

こうして裁判所見解は、「回復することができない損害」の意味を極めて狭く定義づけた

後、取締役に求められる注意義務の内容・対象も狭く解釈し、新規制基準に従って再稼働するのであれば取締役は注意義務を尽くしたと言える、と述べたのです。

### ■ 裁判所見解①の不合理

#### 1. 数千億円の損害でも株主が差し止められない？

しかし、裁判所見解の①は一見して不合理です。裁判所見解に従えば、例えば北電に数千億円規模の損害発生が想定される場合であっても「回復することができない損害」にはあたらず、株主は取締役の行為を差し止められないこととなります。さすがにそれは不合理です。

#### 2. 学説・裁判例からかけ離れている

また、学説は「回復することができない損害」について、会社の全資産でまかなえるかどうかではなく、取締役が会社に賠償することで損害を回復できるかどうかが重要な判断要素となるとしています。取締役が会社に回復しがたい損害を与えることを防止するための差止制度なのですから、取締役が会社の損害を<sup>てんぼ</sup>填補・回復できるかどうか重要ポイントとなることは当然ですし、よく理解できます。裁判所見解は学説の支持を得られません。

裁判例でも、会社資産の6.6%程度の損害をもって「回復することができない損害」と認定したものがあります。

裁判所見解の①が誤りであることは明らかです。

### ■ 注意義務の内容・対象・程度も誤り

さて、裁判所見解の出発点である①が誤りですから、その帰結である②～⑤も全て誤りです。

まず、回復することができない損害が「発生するおそれ」とは、重大事故発生のおそれ(②)に限られません。事故とは別の理由によって発生する数百億～数千億円といったレベルの損害もこれに含まれるはずで、例えば、将来再稼働ができなければ、年400億円を超える維持費、1000億円台後半と言われる2号機の安全対策費、いったいいくらかかるかわからないテロ対策工事費、1号機安全対策費などが全て無駄となり損害となります。将来再稼働できたとしても、処分方法が未確立である使用済核燃料の保管・廃棄費用は莫大な損害となりますし、再生可能エネルギーに注力しなかったことが損害となることもあり得ます。これらが「回復することができない損害」となるおそれがあるのです。

したがって、取締役は北電にそのような損害が生じないよう調査・分析しなければなりません。それが取締役の注意義務となるのです。例えば、そもそも志賀原発が新規制基準の審査を通るのか、それを通すまでにかかる年数と費用はどれだけか、通したとしてもなお重大事故の危険性がないのか、重大事故が発生した場合に近隣住民は避難できるのか、再稼働した場合にどの程度の稼働率と利益があるのか(かけたコストを回収できるのか)といったさまざまな事柄を調査・分析しなければならない注意義務を負うのです。

### ■ 今後の裁判に注目を

以上の話は、志賀原発の危険性だけではなく経済性をも問い直し、運転準備行為をも差し止める富山訴訟の根幹に関わる議論です。

裁判所見解に対する批判は弁論でも述べました。裁判所がこれにどう応えるのか、今後の裁判にご注目ください。